

暮らしの情報

クリーンセンター

年末の混雑緩和に協力を

毎年12月は、クリーンセンターへのごみの搬入が多くなる時期です。特に、年末の最終受付日となる29日(水)は大変混雑し、周辺道路の渋滞が予想されます。施設内や道路が混雑すると、ごみ収集や処理の障害となるだけでなく、搬入する人も大変危険です。年末の混雑を避け、早めにクリーンセンターへ搬入してください。

具類、商店などの資源ごみ・可燃ごみなどです。これらのごみ以外は、ごみステーションを利用してください。

搬入日／月々土曜日

搬入時間／午前8時30分～正午、午後1時～4時

〈手数料〉

※10kgごと1回当たり

○可燃ごみ・不燃ごみ

100円 100kg未満

150円 100kg以上

○資源ごみ

100円

クリーンセンターへ搬入できるごみは？

クリーンセンターへ直接搬入できるごみは、引越などによる一時多量ごみや、ベッド、家



ごみは決められた方法で出しましょう！

○指定袋を張って（縛り付けて）ステーションへ出すことができます

ごみは、粗大ごみ（自転車・掃除機・布団・マットレスなど）が対象です。大きい箱や指定袋以外の大きい袋（米袋・黒い袋など）に入れ、指定袋を張って出すことはできません。強度上やむを得ず

箱を使う場合は、ミカン箱程度（縦40cm×横30cm×高さ30cm）までの大きさが限度です。○トレイやカップラーメンなどのプラスチック製容器包装ごみは、汚れを必ず落としてから出してください。汚れたまま出すと、リサイクルすることができず、せっかくの分別も無駄になります。拭き取るか水洗いをして、汚れを落としてください。

資源ごみの抜き取り行為防止に協力を

ゴミステーションに出された新聞や雑誌などの古紙類を、収集前に無断で持ち去る、いわゆる「抜き取り」に関する情報が、

みんなで築く 人権の世紀

人権週間 12月4日～10日

人間は、だれでも「幸福な生活を送る権利」を持っています。人間が人間らしく生きるためになくてはならない権利、それが人権です。いじめを受けていませんか。夫婦や家族の間で差別や嫌がらせを受けていませんか。一人で悩まず、人権相談委員に相談してください。相談は無料で、予約の必要ありません。秘密は、固く守られます。

〈定例人権相談〉

開催日／毎月第1～第4火曜日（祝日を除く）

時間／午後1時30分～3時30分

〈場所〉

○第1火曜日 市役所本庁

○第2火曜日 飯岡支所

○第3火曜日 海上支所

○第4火曜日 干潟支所

〈法務局特設人権相談所〉

人権週間にちなみ、特設人権

毎年年末になると多く寄せられます。ゴミステーションに出された資源物の所有権は市にあります。抜き取り行為を発見した場合は、時間・場所・車のナンバーを環境課環境政策班まで連絡してください。

市では、抜き取り行為をされないために、集団回収を勧めています。実施された団体には奨励金が交付されます。くわしくは、環境課環境政策班へ問い合わせてください。

〈問い合わせ先〉

クリーンセンター

☎62-0955

環境課環境政策班

☎62-5328

相談所を開設します。日時／12月6日(月)～10日(金) 午前9時～正午、午後1時～3時 場所／千葉地方方法務局匝瑳支局 ※法務局では、電話での相談（☎72-0334）も随時受け付けています。気軽に相談してください。

〈問い合わせ先〉

秘書広報課広報聴班

☎62-8070

みんなで防ごう悪質商法 「旭市消費者のつどい」

消費者被害の状況などを通して消費者問題について、多くの人に関心を持ってもらえるよう、消費者行政活性化のためのシンポジウムを開催します。

日時／12月18日(土) 午後1時30分～4時

場所／飯岡保健センター多目的ホール

内容／●基調報告 講師…坪師徳彦さん（弁護士） ●暮らしの安全・安心を実現するためのパ

ネルディスプレイなど

費用／無料

〈申し込み・問い合わせ先〉

商工観光課商業振興班

☎62-5874